

○図書延滞者貸出停止要項

平成8年10月23日
第6回 図書館運営委員会

(目的)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程第13条第2項の規定に基づき、図書延滞者に対する図書の貸出停止について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般図書 学習用，研究用図書で館外貸出可能な図書をいう。
- (2) 指定図書 授業の必読資料として教員が指定した図書をいう。
- (3) 研究費購入図書 教員が研究費により購入した図書をいう。

(対象資料)

第3条 貸出停止の対象となる資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般図書（研究費購入図書を除く。）
- (2) 指定図書

(停止期間)

第4条 利用者が返却期限までに図書を返却しなかった場合、すべての延滞図書が返却された日の翌日から起算して最高50日を限度に、図書1冊ごとの延滞日数の合計日数に等しい期間、図書の貸出を停止するものとする。

(停止解除)

第5条 利用者は、図書の延滞に特別な事由がある場合、図書館長に貸出停止の解除を申し出ることができる。

- 2 図書館長は、前項の申し出が正当な事由であると認められる場合貸出停止を解除することができる。

(その他)

第6条 この要項の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要項は、平成8年11月19日から施行するものとする。